

社会福祉法人ケアネット 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ケアネットの役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員をいう。

- 2 役員（理事、監事）のうち、所定週平均4日以上の出勤をする者を常勤役員、それ以外を非常勤役員という。常勤役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(報酬)

第3条 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われ、その額は各年度について総額200万円を上限とする。

- 2 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。ただし、常勤役員には通勤定期代（6か月分）を支給する。
- 3 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給する。交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支給する。交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。
- 5 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費等は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給)

第5条 理事会等出席毎、現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する口座に振り込むこともできる。常勤役員の通勤定期代は6か月ごとに現金で支給する。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、役員については評議員会、評議員と評議員選任・解任委員会委員については理事会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成30年4月1日より適用する

別表1

名称	報酬(1回につき)
理事会出席報酬等	10,306円
評議員会出席報酬等	10,306円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,306円

別表2

名称	報酬
理事及び評議員業務報酬等	10,306円/日
監事監査指導報酬等	10,306円/時

別表3

名称	支給額
旅費	実費
宿泊費(1泊につき)	実費(20,000円を上限)
その他	実費